

大和市告示第 2 2 5 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成 2 6 年大和市条例第 1 1 号）
第 1 0 条の規定により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する
指定管理者を次のとおり指定した。

平成 2 8 年 1 1 月 3 日

大和市長 大 木 哲

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | やまと芸術文化ホール |
| 2 | 指定管理者の名称 | やまとみらい |
| 3 | 指定管理者の所在地 | 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 |
| 4 | 指 定 期 間 | 平成 2 8 年 1 1 月 3 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで |

大和市告示第 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成２６年大和市条例第１１号）
第１０条の規定により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する
指定管理者を次のとおり指定した。

平成２８年１１月３日

大和市長 大 木 哲

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| １ 施 設 の 名 称 | 大和市屋内こども広場 |
| ２ 指 定 管 理 者 の 名 称 | やまとみらい |
| ３ 指 定 管 理 者 の 所 在 地 | 東京都文京区大塚三丁目１番１号 |
| ４ 指 定 期 間 | 平成２８年１１月３日から平成３３年３月３１日まで |

大和市教育委員会告示第 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成２６年大和市条例第１１号）
第１０条の規定により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する
指定管理者を次のとおり指定した。

平成２８年１１月３日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| １ | 施 設 の 名 称 | 大和市立図書館 |
| ２ | 指定管理者の名称 | やまとみらい |
| ３ | 指定管理者の所在地 | 東京都文京区大塚三丁目１番１号 |
| ４ | 指 定 期 間 | 平成２８年１１月３日から平成３３年３月３１日まで |

大和市教育委員会告示第 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成２６年大和市条例第１１号）
第１０条の規定により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する
指定管理者を次のとおり指定した。

平成２８年１１月３日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| １ | 施 設 の 名 称 | 大和市生涯学習センター |
| ２ | 指定管理者の名称 | やまとみらい |
| ３ | 指定管理者の所在地 | 東京都文京区大塚三丁目１番１号 |
| ４ | 指 定 期 間 | 平成２８年１１月３日から平成３３年３月３１日まで |